

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

2021年9月13日

陳 述 書

大阪地方裁判所 御中

氏 名 川田 有希

1 自己紹介

私は、「婚姻の自由をすべての人に」訴訟原告の川田有希です。

1985年(昭和60年)4月1日生まれの36歳です。

瀬戸内海に面した香川県三豊市詫間町の博智山のふもとにある小さな一軒家で、同じく原告であるパートナーの田中昭全(43歳)(以下「田中」といいます)とメスのラブラドゥードル(プードル、ラブラドール・レトリバーの交配から作られた犬)である「つぶ」と暮らしています。

車で30分ほどのところにある香川県丸亀市には、私の両親や祖母が住んでおり、姉一家が滋賀県に住んでいます。

2 生き立ちとセクシュアリティ

(1) 私は、1985年(昭和60年)、香川県丸亀市で、当時居酒屋の板長をしていた父と、保険外交員の母のもとに生まれました。3歳上には姉がいます。

(2) 小学校1年生のとき、親友の男の子がいました。今思うとですが、私はこの子のことが好きだった、初恋のようなものだったのではないかと思います。

(3) 5年生になり、自分が同性を好きになることを自覚するようになりました。なんとなく周囲にばれてはいけないなとは思っていましたが、悪いことだとは思っていませんでした。

同じ頃、私は貯めていたお年玉で、パソコンを買いました。1995年

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

のことです。私は、この頃から、インターネットを通じて、同性愛についての情報を得たり、他のゲイの当事者とチャットや掲示板で交流をするようになりました。

中学3年頃になると、掲示板で知り合った同じ年や年上の人と実際に会って交流するようになり、高校1年生の頃には、インターネットで知り合った12歳年上の男性と交際を始めました。

高校生の頃から髪を切ってもらうようになった美容師さんも、ゲイでした。彼は、母の美容師時代の後輩で、姉も髪を切ってもらっていました。話の流れで彼がゲイだということが分かり、私も自分がゲイであることを自然に伝えていたように思います。彼はとても明るく、やりたいことをやってきた、人生を謳歌している人でした。

- (4) このように、私は、かなり早くから同性愛についての情報に触れ、他のゲイ当事者とも交流を持っていましたので、自分がゲイであることの葛藤や孤独感は、ほとんど感じていませんでした。同性愛者に対する悪意は、テレビのなかでは目にすることもありましたが、先に述べたとおり、私は早くからインターネットを使い、テレビはほとんど観ていませんでしたので、嫌な思いをすることはあまりありませんでした。

先に述べた美容師さんも母親の以前の職場の後輩でしたし、両親はともに自由な、あまり偏見のないひとたちでしたので、自分がゲイであることによる居心地の悪さなどは、家庭には全くありませんでした。

ゲイであることを隠していたわけではありませんでしたが、友人や家族に恋愛の話をする必要もありませんでしたので、特にカミングアウトすることもありませんでした。

- (5) 高校2年生の頃、(3)で記載した、当時つき合っていた男性に振られてしまった際、私は失恋の痛手で大変落ち込んでしまいました。心配した母からどうしたのか聞かれた私は、勢いで、自分が振られたこと、自分がゲイであることを母にぶつけ、そのまま部屋に閉じこもってしまいました。こ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

それが私の、家族へのカミングアウトでした。

私はその後、しばらく失恋の痛手で落ち込んでいたわけですが、母は私のカミングアウトについて何も触れることなく、何事もなかったように私に接してくれました。おそらく父も、母から事情は聞いていたのではないかと思います。様子は何ら変化はありませんでした。

その後も、年が近い同性と交際をしたり、年上の同性カップルの知人もいました。高松市や丸亀市など、地元にあるゲイが集う会員制の飲み屋さんにも出入りするなど、自分以外のゲイ当事者とも交流していました。

- (6) 私は、2004年、香川県善通寺市にある四国学院大学社会学部カルチュラル・マネジメント学科（文化経営学科）に進学しました。自分がゲイであることは特に隠すこともなく、周りの人たちにはカミングアウトしていました。進学した大学が、少数者の人権課題に取り組むことに力を入れていたことで、私が安心して自分らしくいられた面もあったように思います。大学3年生からは、mixi で知り合った東京、海外に住む男性と遠距離交際しました。彼はバイセクシャルであり、海外に住むという価値観を教えてくださいました。一度御両親にもおばあさまにもお会いしたこともあり、オープンな方でした。

3 田中との出会い

- (1) 大学を卒業して、不動産会社でしばらく勤務した後、当時実家が営んでいたコンビニエンスストアを手伝っていました。
- (2) 2007年12月、22歳だった私は、友人とともに、プラウド香川のクリスマスパーティーに参加しました。そこでたまたま隣の席に座ったのが田中でした。私は、田中に一目惚れしてしまいました。当時私は先に述べた男性との遠距離恋愛を続けていたので、田中に好意を寄せてはいけなかったと思いますが、他の友人も交えて一緒に知り合いのライブに行くなどしているうち、私はどんどん田中に惹かれていきました。「大晦日は何

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

してますか？」とこちらから誘い、田中の家に遊びに行き、二人で、鍋をして年越しをしました。これを機に、それまで交際していた男性と別れ、田中と交際することになりました。

(3) 私は当時、丸亀市内で両親と同居していましたが、2008年1月に田中と交際を始めると同時に、田中の住まいで田中と同居するようになりました。私が22歳、田中が30歳のときでした。

(4) 田中の住まいは、実家の敷地内にある、田中のご両親が営む工場の2階にありました。田中がご両親にカミングアウトしておらず、私が交際相手であるということを隠していることは知っていました。しかし、毎日車で出入りすれば当然顔を合わせますから、臆せず御挨拶するようにしていました。

(5) 田中が両親にカミングアウトしたときのことはよく覚えています。

夕方仕事から帰宅したところ、夕食の時間になっても田中が帰ってきません。どうしたのかと思って階段を降り、窓から工場の中の様子をうかがったところ、田中と両親が黙りこんでいました。カミングアウトからの家族会議の激闘の末、三人で煮詰まっていたのでした。その後、家族会議を終えて帰ってきた田中は、疲れてはいましたが、カミングアウトできたことですっきりしたような表情でした。

(6) 田中は、改めて私を両親に紹介してくれました。仕事の行き帰りに工場へ顔を出して田中の両親に挨拶したり、世間話をしたりする中、田中の両親ともすぐに親しくなっていました。田中の母とは、三人で着物を着てお出かけしたりするようになりました。田中の両親と一緒にバス旅行に参加したり、瀬戸内国際芸術祭で賑わう瀬戸内の島々を巡ったりしました。

(7) 私の両親には、交際を開始して間もなく田中を紹介し、すぐ四人で食事をする関係になりました。姉家族が帰省したときに、私の両親と姉家族(夫と子どもたち)、私たち二人で食事をし、田中を紹介しました。当時小学生だった姪っ子たちも、姉から私たちの関係を事前に聞いていたよう

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

で、「一緒に暮らしてるの？」などと尋ねてきたり、和やかな会食でした。姉は、会食を終えて私たちが帰宅しようとした際、田中に対し「弟をよろしくをお願いします。」と言ってくれました。

4 パートナーである田中との生活

(1) 私と田中は 2008 年 1 月に同居を開始し、私が海外にいた 1 年ほどを除き、ずっと寝食をともにしてきました。家事などは、二人で分担しながらやってきました。

(2) 2011 年、私は、ワーキングホリデービザでイギリスに滞在しました。イギリス滞在中は、田中とは S k y p e を使って交流していました。田中がイギリスに来て、旅行をしたりもしました。

日本では、両親が田中を自宅に呼んで、三人で食事をしてくれました。

私が体調を崩して入院したときには、両親と田中がロンドンまで迎えにきてくれました。当初は両親だけでくるはずでしたが、父が、田中も同行したいと考え、保険会社に交渉してくれて、なんとか田中も家族として両親と一緒にイギリスに来ることができました。

イギリス滞在中、離れて暮らしてはいましたが、私と田中、田中と両親の、家族としての絆も深まったように思います。

(3) 渡英の少し前、田中の弟から、私たちに、実家の敷地から出ていくか別れてほしいと言われました。ありえない、何言ってるんだとは思いましたが、田中家のことなので田中に判断を任せていました。田中家の家族会議が行われ、私も田中のパートナーとして参加しました。私のイギリス滞在中に行われた家族会議にも、S k y p e でオンライン参加しました。

田中のパートナーとしてしっかり家族会議に参加できたことはよかったですと思いますが、私たちの関係を田中の弟に認めてもらえない辛さがありました。

(4) 私の名前の姓にも田中の姓にも「田」の字が入っていることから、私た

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

ちは自分たち家族のことを二人の名前を合わせて「川田中家」と名乗るようになりました。今となつては、友人や知人たちも皆、私たちのことを「川田中」と呼んでくれており、私たちが「家族」であることは疑いもない事実となっています。

- (5) 2014年には、ラブラドゥードルという犬種の犬を「つぶ」を室内犬として飼い始めました。私と田中はつぶを子どものように育て、愛しています。

私たちがつぶを可愛がる姿を見た父は、私たちに「将来養子を迎えることも考えてみてはどうか」という趣旨のことを言ったことがありました。私は父に、特別養子縁組などは法律婚をしていなければならず、同性カップルには無理であるとは説明しました。しかし、父の発言により、私も田中も、同性婚制度がないゆえに自分たちが子どもを持つことを初めから選択肢に入れていなかった、最初から諦めていたということに改めて気付かされる思いでした。

- (6) 田中の実家の家族会議の結果、実家の敷地を出て暮らそうと決めた私たちは、三豊市の空き家バンクに登録しました。イギリス滞在中、田中が物件を探してくれて、2013年、三豊市詫間町にある平屋の一軒家を購入しました。その経緯は田中が陳述書に記載したとおりです。

2020年、私と川田は、大工さんの協力を得ながらも、自分たちの手でこの家を改装し、2021年2月からは、住まいを田中の実家からこちらに移しました。自然に囲まれた静かな一軒家での田中とつぶとの生活はとても幸せです。

5 私たちが《結婚》を求めていること

- (1) このように、私と田中は、2007年に出会い、13年以上に渡って、パートナーとして生活してきました。私たちの生活は、何ら異性カップルのそれと変わりがありません。にもかかわらず、同性カップルであるとい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

うだけで法的に保護されないことから、私たちはこれまで本件訴訟への参加に加え、同性婚の実現や同性カップルの権利保障のため、様々な活動をしてきました。

ア これには、ロンドンでの経験も影響していました。2011年当時、イギリスでは同性カップルの結婚それ自体は認められていなかったものの、結婚している異性カップルと同様の法的保護を同性カップルに認める「シビル・パートナーシップ」制度がありました¹。当時の私は、結婚とシビル・パートナーシップ制度が違うことを知らず、ロンドンの人たちも「イギリスでは同性カップルも結婚できる！」と言っていたので、そのように理解していました。

イ ロンドンでは、まちなかで普通に、ゲイカップルやレズビアンカップルが仲よさそうにしている姿に出会いました。日本人のゲイのサークルに参加し、イギリス人配偶者と結婚して結婚生活を送っている日本人から話を聞くなどしました。イギリス人と結婚して既に離婚し、離婚後もロンドンで働いている人もいました。「イギリスでは同性同士の結婚どころか離婚も始まっているのだ！」と大変びっくりしました。

ウ 2014年、私と田中は、ロンドン滞在中に教会で知り合った友人カップルの結婚式に呼ばれ、二人で参列しました。キリスト教徒が集まった結婚式ではありましたが、誰からも何も言われず、私たち同性カップルが参列することもごく自然であり、心地よかったです。

¹ シビル・パートナーシップ制度は、異性カップル同様の法的保護を同性カップルに認めるために2004年に成立し、当時は同性カップルしか利用できませんでした。その後、イングランドでは2013年に同性カップルも結婚できるようになり、これにより同性カップルは結婚とシビル・パートナーシップ制度を選べるようになりました。結婚は宗教的意味合いや昔ながらの男女観が強いので、異性カップルもシビル・パートナーシップ制度を使えるようにという裁判が起こされ、2018年に原告が勝訴し、2019年には異性カップルもシビル・パートナーシップ制度を利用できるようになりました。今では誰もが結婚とシビル・パートナーシップ制度を選ぶことができます。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

エ このときは既に、イングランドでは同性カップルも異性カップル同様、結婚自体できるようになっていました。友人カップルから「イギリスに住んでいるカップルでなくても、市役所にいけば結婚できるよ。証明書ももらえるよ。結婚したら？」と言われました。イギリスでなら自分たちも結婚できる。確かに面白いなとは思いましたが、残念ながら私たちの住む日本では効果がありませんので、イギリスで結婚の手続することはやめました。

(2) このようなイギリスでの経験があり、私にとって、同性婚は現実的なものになりました。同性カップルが日本では結婚できない現状はおかしい、日本で結婚したい、と強く思いました。

まず、2015年7月、私と田中は日弁連への同性婚人権救済申立に参加しました。²同性婚人権救済申立人を募っているとTwitterで知った田中から誘われ、二つ返事で申立人となることに賛成しました。香川県から申立人になったのは、私たちカップルと、今回の裁判でも陳述書を出してくれた藤田博美さんの3人でした。

私と田中は、性的少数者は都会にだけいるわけではない、地方にも同性婚を必要とする同性カップルは暮らしているということを可視化したいという思いから、霞ヶ関の司法記者クラブで行われた記者会見にも参加しました。その後も、様々なメディアの取材を受けたりしました。

(3) 2017年、私が生まれ育った香川県丸亀市が、中四国初のパートナーシップ宣誓制度を導入するということになりました。

² 同性婚人権救済申立は、日本全国の455人の当事者が、2015年2月に日本弁護士連合会に対して行いました。日弁連はこれを受けて、2019年7月、同性婚を認めないことは「憲法13条、憲法14条に反する重大な人権侵害である」として「速やかに同性婚を認め、これに関連する法令の改正をすべき」とする「同性の当事者による婚姻に関する意見書」を取りまとめ、法務大臣、内閣総理大臣、衆議院議長および参議院議長宛てに提出しました。意見書が出たときには、申立から既に4年半が経過していました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

私は、プラウド香川の丸亀市民メンバーとして、意見交換に参加しました。梶正治市長（当時）にも挨拶をし、私のように丸亀市で生まれ育った者のなかにも同性愛者はいるので是非頑張ってパートナーシップ宣誓制度を実現してほしいと伝えました。

しかし、いよいよ2018年4月から制度スタートという同年2月、丸亀市議会議員たちから制度導入への反対意見が出ました。議会で議員から「制度を必要とする当事者なんかいるのか」と尋ねられた市長は、これに答えられず、あっさりとパートナーシップ宣誓制度導入を断念してしまいました。

私がわざわざ「丸亀にも当事者はいます」と伝えたのに、市長には届いていなかったのだと思うととてもショックでした。あれから3年経った今も、丸亀市ではパートナーシップ宣誓制度は実現していません。

- (4) 2018年、田中から全国で同性婚訴訟を一斉提起するという動きがあるということを知りました。私たちは、日弁連に対する同性婚人権救済申立の申立人にはなっていましたが、当時はまさか自分たちが訴訟の原告になるとは思ってもおらず、応援したいという気持ちでおりました。

そうしたところ、弁護団の方から同性婚訴訟の原告にならないかというお話しをいただきました。田中と相談し、原告になることを決めました。

先に述べたとおり、イギリスでの体験を経て、私は日本での同性婚の実現を強く望んでいました。田中とは日頃から、海外の同性婚制度や国内のパートナーシップ宣誓制度など、同性愛者の権利について話しあってきました。

また、私たちは田中名義で家を買いました（実際に田中やその父が購入費用を負担したため、名義は田中としました）。しかし私たちは結婚できませんので、田中が死んでも私は家を相続することができません。田中が遺言を残したとしても、相続に際して配偶者控除を受けることもできません。両親の親族が遺産相続で揉める様子も目の当たりにしたこともあり、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

万が一、何の手当もないままどちらかが亡くなったらどうしようという不安がありました。

また、どちらかが病気になって入院し重篤になったとき、医療同意どころか面会だってできないかもしれません。今はまだ、田中も私も若く健康なので不安は顕在化していませんが、同じく東京訴訟原告の佐藤郁夫さんカップルのように、同性カップルのなかには、実際、病院に拒否されて容態の情報をもらえなかったり、パートナーと面会できないまま亡くなっていった方もいます。

養子縁組という方法も田中と話題に出たことはありましたが、私と田中は対等なパートナーの関係であり、養子縁組というのは全く実態に合いません。例えばどちらかが危篤になるなど背に腹をかえられない状態になれば分かりませんが、現在の私たちとしては、到底、養子縁組制度を利用する気持ちになれませんでした。

やはり、私たちには婚姻制度が必要なのです。

しかし、日本に住む同性愛者、誰もが自分のセクシュアリティをオープンにできているわけではありません。地方であれば尚更です。家庭や親戚、職場、学校など、周りにも気を遣います。私たちのように、カップルが二人とも同性愛者であることをオープンにできている、顔も名前も出して活動できる当事者は少ないことでしょう。

私たちのような者が声をあげなければ社会は変わっていかない、そう思い、私は原告になる決意をしました。

(5) 2019年2月、私たちは婚姻届を三豊市に提出しました。

本件訴訟を提起するためのアクションではありましたが、婚姻届を出すというと、友人たちは大変祝福してくれました。婚姻届の証人をお願いした、喫茶店「レイジーボーン」の店主であるカツベさんは、私と知り合う前から田中のことを知っており、私たち二人を2007年の出会いの頃からずっと父親のように見守ってきてくれました。12年もの歳月をともに

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

してきた私たち二人の婚姻届提出は、何ら異性カップルと異なるものではありませんでした。

しかし、婚姻届は受理されませんでした。

とても残念でしたが、田中の陳述書にあるように、婚姻届提出に対応してくれた市民課の森さんの、婚姻届を受理できず本当に申し訳なさそうな様子、パートナーシップ宣誓制度は必ずや実現しますという熱い思いは胸を打ちました。

婚姻届提出をきっかけに、パートナーシップ宣誓制度を担当している人権課に繋いでいただき、細かな制度設計について、私たちの意見も反映させてもらうことができました。

こうして、2020年1月から、三豊市で四国初のパートナーシップ宣誓制度が実現しました。

まだ1年数ヶ月しか経っていませんが、これまでに香川県内の17の自治体のうち6自治体でパートナーシップ宣誓制度が導入されました。高知や徳島でも導入する自治体が出てきました。やはり、田中とともに顔と名前を出し、地方にも同性カップルはいるのだと声を上げてよかった、声をあげれば社会は変わっていくのだ、そう思いました。

(6) 2020年1月、三豊市へパートナーシップ宣誓をするために、住民票を三豊市に移しました。それまでも三豊市で田中と同居していましたが、同性カップルでは扶養に入れないなどのデメリットがあったため、それまでは住民票を丸亀市の実家に置いたままだったのです。

(7) 私と田中は、三豊市に四国第1号のパートナーシップ宣誓をし、香川や岡山のローカルテレビ局や新聞でそのことが報道されました。これまでは社会において「ないもの」のように扱われてきた私たちの関係性が、初めて制度上認められるようになったことは喜ばしいことだと思いました。住んでいる自治体が自分たちを肯定的に受け入れてくれているということには、安心感もあります。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

報道を観た田中の親戚が、お祝い金を持ってきてくれたりもしました。

しかし、喜びと同時に、私には違和感がありました。パートナーシップ宣誓制度を《同性カップルを「結婚同等」に扱う制度》であると説明する報道を観た多くの友人知人たちが、

「結婚おめでとう！」「結婚できるんやね！」

と、あたかも「三豊市では同性カップルも『結婚』できるようになった」かのように勘違いしていたからです。私たちのことをよく知っているはずの友人でさえそうでした。

このままではいけないと思いました。

まだ同性婚がない現在、パートナーシップ宣誓制度は確かに意味があることですが、パートナーシップ先生制度には何ら法的効果がなく、私たちが本当に求めているのはあくまで《同性カップルが異性カップル同様に「結婚自体」ができること》なのだということを、この裁判などを通じてしっかりと伝えていきたいと思っています。

6 最後に

私や田中、そして父の陳述書を読んでいただければ、私たち二人が法律婚をしている異性カップルと何ら変わらず、そして、婚姻制度による保護を必要としていることは御理解いただけると思います。私たちそれぞれの家族も、知人友人も、皆、私と田中を《ふうふ》だと分かっています。

法律だけが、私たち同性カップルを認めていないのです。

裁判所におかれては、異性カップルか同性カップルかというだけで婚姻制度を利用できない、法的保護を受けられないことは全く理由のない差別であることをしっかりと示し、私たち原告、そして全国に数多いる性的マイノリティ当事者たちに、将来の希望を与えてくれる判決をしてくださるよう、お願いいたします。

以 上